

※この法令は廃止されています。
令和五年厚生労働省令第三号

厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第五十条第一項及び第九十一条の規定に基づき、厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令を次のように定める。

（特定重要設備）

第一条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号。以下「法」という。）第五十条第一項第四号に掲げる水道事業及び水道用水供給事業に係る特定社会基盤事業者についての同項の主務省令で定めるものは、当該水道事業（簡易水道事業を除く。以下この条において同じ。）又は水道用水供給事業を行う者の当該事業の用に供する浄水施設（一日当たりの浄水能力の最も大きいものから順次合計して得た数が、当該水道事業又は水道用水供給事業を行う者の全ての浄水施設の日当たりの浄水能力を合計して得た数の九十五パーセントに達するまでのものに限る。）において、浄水処理の各工程の稼働状況を包括的かつ集中的に監視し、かつ、当該各工程を制御するために使用される情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをいう。）とする。

（特定社会基盤事業者の指定基準）

第二条 法第五十条第一項の主務省令で定める基準は、次の各号に掲げる特定社会基盤事業の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 法第五十条第一項第四号に掲げる水道事業に係る特定社会基盤事業 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第六条第一項の認可を受けた者であつて、給水人口が百万人を超えるものであること。
- 二 法第五十条第一項第四号に掲げる水道用水供給事業に係る特定社会基盤事業 水道法第二十六条の認可を受けた者であつて、一日に給水することができる最大の水量が五十万立方メートルを超えるものであること。

（特定社会基盤事業者の指定の通知）
第三条 法第五十条第二項の規定による指定の通知は、様式第一による指定通知書によつて行うものとする。

（特定社会基盤事業者の指定等に関する公示等）
第四条 法第五十条第二項（法第五十一条において準用する場合を含む。）の規定による指定（同条において準用する場合にあつては、指定の解除）の公示は、官報に掲載して行うものとする。

2 厚生労働大臣は、前項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（特定社会基盤事業者の名称等の変更の届出）
第五条 法第五十条第三項の規定による変更の届出は、様式第二による名称等変更届出書によつて行わなければならない。

（特定社会基盤事業者の指定の解除の通知）
第六条 法第五十一条において準用する法第五十条第二項の規定による指定の解除の通知は、様式第三による指定解除通知書によつて行うものとする。

（親法人等）

第七条 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号。第二十条において「令」という。）第十条第三項の主務省令で定めるものは、次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体をいう。以下同じ。）とする。ただし、財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の法人等の意思決定機関（同項に規定する意思決定機関をいう。第二号ホにおいて同じ。）を支配していないことが明らかであること認められる法人等を除く。

- 一 他の法人等（破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた他の法人等その他これらに準ずる他の法人等であつて、有効な支配従属関係が存在しないこと認められるものを除く。以下この条において同じ。）の総株主等（総株主、総社員、総役員、総組合員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあつては、株主総会において決議を行うことができる事項の全部につき議決権を行使することができるい株式についての議決権を除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第

三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の過半数を自己の計算において所有している法人等

二 他の法人等の総株主等の議決権の百分の四十以上、百分の五十以下を自己の計算において所有している法人等であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの
イ 当該法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、当該他の法人等の総株主等の議決権の過半数を占めていること。

ロ 当該法人等の役員（取締役、執行役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又はこれらに類する役員にある者）をいう。）、業務を執行する社員若しくは使用人である者、又はこれらであつた者であつて当該法人等が当該他の法人等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることのできるものが、当該他の法人等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の過半数を占めていること。

ハ 当該法人等と当該他の法人等との間に当該他の法人等の重要な財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約等が存在すること。

ニ 当該他の法人等の資金調達額（貸借対照表の負債の部に計上されているものに限る。以下この二において同じ。）の総額の過半について当該法人等が融資（債務の保証及び担保の提供を含む。以下この二において同じ。）を行っていること（当該法人等と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係のある者が行う融資の額を合わせて資金調達額の総額の過半となる場合を含む。）。

ホ その他当該法人等が当該他の法人等の意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在すること。

三 法人等が自己の計算において所有している議決権と当該法人等と出資、人事、資金、技

術、取引等において緊密な関係があることにより当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び当該法人等の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせて、他の法人等の総株主等の議決権の過半数を占めている場合（当該法人等が自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）における当該法人等であつて、前号ロからホまでに掲げる要件のいずれかに該当するもの（前各号に該当する法人等を除く。）

（重要維持管理等）
第八条 法第五十二条第一項の特定重要設備の機能を維持するため又は当該特定重要設備に係る特定社会基盤業務を安定的に提供するために重要であり、かつ、これらを通じて当該特定重要設備が我が国の外部から行われる特定社会基盤業務の安定的な提供を妨害する行為の手段として使用されるおそれがあるものとして主務省令で定めるものは、次の各号に定めるものとする。

一 維持管理

二 操作

（導入等計画書の届出）

第九条 法第五十二条第一項の導入等計画書は、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第四（一）によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第四（二）によるものとする。

2 法第五十二条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、有効期間又は有効期限のあるものにあつては、同項の規定による届出の日において有効なものに、その他ものにあつては、当該届出の日前三月以内で作成されたものに限る。

- 一 特定重要設備の供給者及び構成設備（第十条に規定する構成設備をいう。）の供給者又は特定重要設備の重要維持管理等の委託の相手方及び当該委託の相手方から重要維持管理等の再委託を受けた者（当該再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行わせる場合にあつては、当該再委託の相手方を含む。以下「再委託の相手方等」という。）（以下「供給者等」という。）の登記事項証明書（これに準ずるものを含む。）
- 二 供給者等の役員（次に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。以下

同じ。)の旅券(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第二条第五号に規定する旅券をいう。以下この号において同じ。)の写し、戸籍抄本若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のある住民票の写し(当該役員が外国人である場合にあっては、旅券の写し、同法第十九条の三に規定する在留カードの写し、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)第七条第一項に規定する特別永住者証明書の写しその他の氏名、生年月日及び国籍等(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。以下同じ。))を証する書類)

イ 株式会社 取締役(指名委員会等設置会社)にあっては、取締役及び執行役

ロ 持分会社(会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。)業務を執行する社員

ハ 一般社団法人、一般財団法人及び中小企業等協同組合 理事

ニ 組合(民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七條第一項に規定する組合契約によって成立する組合をいう。)組合員(同法第六百七十條第三項の規定により業務執行者(同項に規定する業務執行者をいう。以下二において同じ。))が業務を執行する組合にあっては、当該業務執行者

ホ その他の法人等 イからニまでに定める者に準ずる者

(特定重要設備の導入を行うこと等が緊急やむを得ない場合)

第十条 法第五十二条第一項ただし書の主務省令で定めるときは、特定社会基盤業務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合(特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤業務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。)であつて、他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

法第五十二条第十一項の緊急導入等届出書は、特定重要設備の導入を行った場合にあって

は様式第五(一)によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行つた場合にあっては様式第五(二)によるものとする。

(法第五十二条第二項第二号の主務省令で定めるもの)

第十一条 法第五十二条第二項第二号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 特定重要設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びにその設立に当たつて準拠した法令を制定した国又は地域(以下「設立準拠法国等」という。)(個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等)

二 特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数の割合

三 特定重要設備の供給者が法人である場合にあっては、その役員の氏名、生年月日及び国籍等

四 届出の日(二)の二日前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等(外国の政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は外国の政党その他の政治団体をいう。以下同じ。))との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額に占める割合

五 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

(構成設備)

第十二条 法第五十二条第二項第二号ハに規定する特定重要設備の一部を構成する設備、機器、装置又はプログラムであつて特定妨害行為の手段として使用されるおそれがあるもの(以下「構成設備」という。))は、第一条に定める情報処理システムのうち、次に掲げるものとする。

一 浄水処理の各工程の稼働状況を包括的かつ集中的に監視し、かつ当該各工程を制御するためのサーバー

二 前号に掲げるサーバーに搭載されたオペレーティングシステム(監視及び制御に係るものに限る。))

三 第一号に掲げるサーバーに搭載されたミドルウェア(監視及び制御に係るものに限る。))

四 第一号に掲げるサーバーに搭載されたアプリケーション(監視及び制御に係るものに限る。))

(法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるもの)

第十三条 法第五十二条第二項第二号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 構成設備の種類、名称及び機能

二 構成設備の供給者の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等(個人である場合にあっては氏名、住所及び国籍等)

三 構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数の割合

四 構成設備の供給者が法人である場合にあっては、その役員の氏名、生年月日及び国籍等

五 届出の日(二)の二日前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における構成設備の供給者の売上高の総額に占める割合

六 構成設備を製造する工場又は事業場の所在地

(法第五十二条第二項第三号の主務省令で定めるもの)

第十四条 法第五十二条第二項第三号の主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 重要維持管理等の委託の相手方の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等(個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等)

二 重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該委託の相手方の総株主等の議決権の数の割合

三 重要維持管理等の委託の相手方が法人である場合にあっては、その役員の氏名、生年月日及び国籍等

四 届出の日(二)の二日前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の総額に占める割合

(法第五十二条第二項第四号の主務省令で定めるもの)

第十五条 法第五十二条第二項第三号ハの主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 重要維持管理等の委託の相手方が他の事業者(再委託)する重要維持管理等の内容及び時期又は期間

二 重要維持管理等の再委託を受けた者が他の事業者(再委託)して重要維持管理等を行つた場合にあっては、当該再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間

三 再委託の相手方等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等(個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等)

四 再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数の割合

五 再委託の相手方等が法人である場合にあっては、その役員の氏名、生年月日及び国籍等

六 届出の日(二)の二日前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額に占める割合

(法第五十二条第二項第四号の主務省令で定める事項)

第十六条 法第五十二条第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 重要維持管理等の委託の相手方が他の事業者(再委託)する重要維持管理等の内容及び時期又は期間

二 重要維持管理等の再委託を受けた者が他の事業者(再委託)して重要維持管理等を行つた場合にあっては、当該再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間

三 再委託の相手方等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国等(個人である場合にあっては、氏名、住所及び国籍等)

四 再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の名称又は氏名、設立準拠法国等又は国籍等及びその保有する議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数の割合

五 再委託の相手方等が法人である場合にあっては、その役員の氏名、生年月日及び国籍等

六 届出の日(二)の二日前の日以前に終了した直近の三事業年度のうち、いずれか一の事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額のうちに同一の国又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上高の合計額の占める割合が百分の二十五以上である場合にあっては、当該事業年度、当該外国政府等の名称及び当該外国政府等との取引に係る売上高の額の当該事業年度における再委託の相手方等の売上高の総額に占める割合

(法第五十二条第二項第四号の主務省令で定める事項)

第十六条 法第五十二条第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定重要設備の導入を行うに当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置

二 特定重要設備の重要維持管理等を行わせるに当たって特定社会基盤事業者が講ずる特定妨害行為を防止するための措置

(導入等計画書の届出の例外)

第十七条 特定社会基盤事業者は、重要維持管理等の委託の相手方又は再委託の相手方等が他の事業者等に再委託して重要維持管理等を行わせる場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、導入等計画書にその旨を記載するとともに、該当することを証する書類を添付することにより、当該再委託に係る第十五条第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項の記載並びに第九条第二項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

一 特定社会基盤事業者が、第十五条第一号及び第二号に掲げる事項を把握するための措置を講じているとき。

二 特定社会基盤事業者又は再委託した者が、当該再委託を受けた者について次に掲げる措置が講じられていることを確認するために必要な措置を講じているとき。

イ 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等を行う区域を特定し、特定された当該区域への立入りを制限することその他の当該区域への不正なアクセスを予防するための措置

ロ 当該再委託を受けた者が、再委託された重要維持管理等に係る業務に従事する職員による特定重要設備の重要維持管理等に関する記録の保管のための手順及びその確認の手順を定め、これを遵守させることその他の方法により、重要維持管理等を行う特定重要設備に対する不正な操作又は不正な行為の有無を、定期に又は随時に、監査することとしていること。

(期間の短縮に関する通知)

第十八条 厚生労働大臣は、法第五十二条第三項ただし書及び第五項(これらの規定を法第五十四條第二項(同条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。))において準用する場合を含む。)の規定により特定重要設備の導入を行う期間を短縮するときは、短縮の期間を記載した通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基

盤事業者に交付する方法により行うものとする。

(期間の延長に関する通知)

第十九条 厚生労働大臣は、法第五十二条第四項(法第五十四條第二項において準用する場合を含む。)の規定により特定重要設備の導入を行い、又は重要維持管理等を行わせてはならない期間を延長するときは、延長の期間を記載した通知書を導入等計画書の届出をした特定社会基盤事業者に交付する方法により行うものとする。

(勧告の応諾等に関する通知の手続)

第二十条 令第十一条の規定に基づく通知は、様式第六により行うものとする。

第二十一条 法第五十二条第八項(法第五十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類(有効期間又は有効期限のあるもの)にあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付して、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第四(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第四(二)により行うものとする。

(勧告を受けた特定社会基盤事業者に対する命令)

第二十二条 厚生労働大臣は、法第五十二条第十項(法第五十四條第二項及び第五十五条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、法第五十二条第六項(法第五十四條第二項において準用する場合を含む。)並びに第五十五条第一項及び第二項の規定による勧告をした特定社会基盤事業者に命令をするときは、当該特定社会基盤事業者に対する命令の内容を記載した文書を交付する方法により行うものとする。

(重要な変更の届出)

第二十三条 法第五十四條第一項の主務省令で定める重要な変更は、次のとおりとする。

一 法第五十二条第二項第一号に掲げる事項に係る変更

二 法第五十二条第二項第二号イに掲げる事項に係る変更(特定重要設備の導入の内容を変更する場合におけるものに限る。)

三 法第五十二条第二項第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 特定重要設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法国家等(個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等)の変更(住所の変更にあつては、国名を変更する場合におけるものに限る。以下この項において同じ。)

ロ 第十一条第五号に掲げる事項に係る変更(工場又は事業場が所在する国名を変更する場合におけるものに限る。)

四 法第五十二条第二項第二号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 第十三条第一号に掲げる事項に係る変更

ロ 構成設備の供給者の名称、住所又は設立準拠法国家等(個人である場合にあつては氏名、住所又は国籍等)の変更

ハ 第十三条第六号に掲げる事項に係る変更(工場又は事業場が所在する国名を変更する場合におけるものに限る。)

五 法第五十二条第二項第三号イに掲げる事項に係る変更(重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。)

六 法第五十二条第二項第三号ロに掲げる事項のうち、重要維持管理等の委託の相手方の名称、住所又は設立準拠法国家等(個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等)の変更(重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合(重要維持管理等の委託の相手方の名称(個人である場合にあつては、氏名)を変更するものを除く。))を除く。)

七 法第五十二条第二項第三号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 第十五条第一号又は第二号に掲げる事項に係る変更(重要維持管理等を行わせる期間を短縮するものを除く。)

ロ 再委託の相手方等の名称、住所又は設立準拠法国家等(個人である場合にあつては、氏名、住所又は国籍等)の変更(重要維持管理等の委託を行った後に変更する場合(再委託の相手方等の名称(個人である場合にあつては、氏名)を変更するものを除く。))を除く。)

八 第十六条各号に掲げる事項に係る変更

2 法第五十四條第一項(同条第五項において準用する場合を含む。次項及び第四項において同じ。)の導入等計画書の変更の案は、特定重要設備の導入を行う場合にあつては様式第七(一)によるものとし、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合にあつては様式第七(二)によるものとする。

3 法第五十四條第一項の主務省令で定める書類は、第九条第二項各号に掲げる書類(有効期間又は有効期限のあるもの)にあつては法第五十四條第一項の規定による届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。)とする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国家等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員等の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

4 法第五十四條第一項ただし書の主務省令で定める場合は、特定社会基盤業務の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合(特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤業務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。)であつて、導入等計画書を変更して他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者等に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

5 法第五十四條第二項において準用する法第五十二条第八項の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類(有効期間又は有効期限のあるもの)にあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をする場合にあつては様式第七(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をする場合にあつては様式第七(二)により行うものとする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国家等に変更がないときは、同項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員等の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

6 法第五十四條第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第八(一)によ

り、又は生ずるおそれがある場合(特定社会基盤事業者が、同項本文の規定の適用を免れる目的で特定社会基盤業務の安定的な提供に支障が生ずるおそれを生じさせた場合を除く。)であつて、導入等計画書を変更して他の事業者から特定重要設備の導入を緊急に行い、又は他の事業者等に委託して特定重要設備の重要維持管理等を緊急に行わせることがその支障の除去又は発生の防止のために必要であり、かつ、他に適当な方法がない場合とする。

7 法第五十四條第二項において準用する法第五十二条第八項の規定による届出は、第九条第二項各号に掲げる書類(有効期間又は有効期限のあるもの)にあつては当該届出の日において有効なものに、その他のものにあつては当該届出の日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をする場合にあつては様式第七(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をする場合にあつては様式第七(二)により行うものとする。ただし、供給者等の名称及び代表者の氏名、住所並びに設立準拠法国家等に変更がないときは、同項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員等の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

り、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合において様式第八(二)により行うものとする。
(軽微な変更)

第二十四条 法第五十四条第四項の主務省令で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

一 法第五十二条第二号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 特定重要設備の供給者の住所の変更(国名を変更する場合におけるものを除く。以下この条において同じ。)

ロ 第十一条第二号に掲げる事項のうち、特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合の変更(次に掲げる場合におけるものを除く。)

(1) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(2) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の三分の一以上の百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(3) 当該割合が増加することにより、新たに特定重要設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

二 法第五十二条第二号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 構成設備の供給者の住所の変更

ロ 第十三条第三号に掲げる事項のうち、構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該供給者の総株主等の議決権の数に占める割合の変更(次に掲げる場合におけるものを除く。)

(1) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権

の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(2) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(3) 当該割合が増加することにより、新たに構成設備の供給者の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

ハ 第十三条第六号に掲げる事項に係る変更(前条第一項第四号ハに該当するものを除く。)

三 法第五十二条第三号ロに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 重要維持管理等の委託の相手方の住所の変更

ロ 第十四条第二号に掲げる事項のうち、重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該委託の相手方の総株主等の議決権の数に占める割合の変更(次に掲げる場合におけるものを除く。)

(1) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(2) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(3) 当該割合が増加することにより、新たに重要維持管理等の委託の相手方の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

四 法第五十二条第三号ハに掲げる事項に係る変更のうち次に掲げるもの

イ 再委託の相手方等の住所の変更

ロ 第十五条第四号に掲げる事項のうち、再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分

の五以上の議決権の数を直接に保有する者の当該議決権の数の当該再委託の相手方等の総株主等の議決権の数に占める割合の変更(次に掲げる場合におけるものを除く。)

(1) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の二十五以上三分の一未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(2) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の三分の一以上百分の五十未満の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

(3) 当該割合が増加することにより、新たに再委託の相手方等の総株主等の議決権の百分の五十以上の議決権の数を直接に保有する者に該当する者がある場合

第二十五条 法第五十四条第四項(同条第五項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による報告(次項の規定による変更に係る事項の報告を除く。以下この項において同じ。)は、第九条第二項各号に掲げる書類(有効期間又は有効期限のあるものにおいては法第五十四条第四項の規定による報告の日において有効なものに、その他のものにおいては当該報告の日前三月以内に作成されたものに限る。)を添付して、特定重要設備の導入を行う場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九(一)により、特定重要設備の重要維持管理等を行わせる場合の導入等計画書の変更をした場合にあつては様式第九(二)により行うものとする。ただし、供給者等の代表者の氏名、住所及び設立準拠法等国等に変更がないときは、第九条第二項第一号に掲げる書類の添付を、供給者等の役員の氏名、生年月日及び国籍等に変更がないときは、同項第二号に掲げる書類の添付を省略することができる。

2 法第五十四条第四項の主務省令で定める変更は、構成設備の種類、名称又は機能の変更とする。

3 前項の規定による変更の報告は、様式第十により行うものとする。

(立入検査の証明書)

第二十六条 法第五十八条第二項の立入検査をする職員は、身分を示す同条第三項の証明書は、様式第十一によるものとする。

附 則
この省令は、法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和五年十一月十六日厚生労働省令第一四一号)

この省令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則 (令和六年三月二十九日厚生労働省令第六五号) 抄

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行する。

(厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令の廃止)

第二条 厚生労働省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者等に関する省令(令和五年厚生労働省令第三百三三)は、廃止する。

様式第一（第三条関係）

第 号

指定通知書

年 月 日

殿

厚生労働大臣
（公印省略）

経団協等を一体的に課することによる安全確保の確保の確保に関する法律（令和4年法律第41号）第31条の規定により特定社会基盤事業者として指定したものであります。同条において使用する用語は、同条第2項の規定により、下記のとおり理解する。

記

名 称	
住 所	
特定社会基盤事業者の種 類	
指定した年月日	

様式第二（第五条関係）

名称等変更届出書

年 月 日

厚生労働大臣 殿

名 称
代表者の氏名

次のとおり変更するので、経団協等を一体的に課することによる安全確保の確保の確保に関する法律第31条第3項の規定により、提出します。

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
名称又は住所		
変更年月日		
変更の理由		

注 月額の大きさは、日本総業機構A4とする。こと。

様式第三（第六条関係）

第 号

指定解除通知書

年 月 日

殿

厚生労働大臣
（公印省略）

経団協等を一体的に課することによる安全確保の確保の確保に関する法律（令和4年法律第41号）第31条の規定により特定社会基盤事業者としての指定を解除したので、同条において使用する用語は、同条第2項の規定により、下記のとおり理解する。

記

名 称	
住 所	
特定社会基盤事業者の種 類	
指定した年月日	
指定を解除した年 月 日	

様式第四（一）（第九条第一項及び第二十一条関係）

届出等計画書（特定重要設備の導入を行う場合）

年 月 日

殿

住 所
名 称
代表者の氏名

経団協等を一体的に課することによる安全確保の確保の確保に関する法律第31条第1項の規定により、特定重要設備の導入を行うので、次のとおり提出します。

1. 特定重要設備の概要	
特定重要設備の種類	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を設置する場所	
特定重要設備を使用する場所	

（記載上の注意）

1. 「特定重要設備の種類」の欄には、第1条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。
2. 「特定重要設備の名称」の欄には、同一の種類中特定重要設備から導入を行う特定重要設備を特定する事項（品名、型式等）を記載すること。
3. 「特定重要設備の機能」の欄には、特定重要設備が安全に作用するために必要とする特定重要設備に対する固有の役割を簡潔に作用を記載すること。
4. 「特定重要設備を設置する場所」及び「特定重要設備を使用する場所」の欄には、それぞれの場所の存在する少なくとも都道府県名までを記載することとし、国外に存在する場合は、これらに相当するものを記載すること。

2. 特定重要設備の導入の内容及び時期

内容	導入の目的	
	導入に 携わら る者の 氏名	
	所属 する 所	
	職 務	

特記

(記載上の注意)

- 「導入に携わらるる者に関する事項」の欄には、特定重要設備の開設者から、当該特定重要設備を特定社会福祉事業者が導入するまでに経過する者のうち、次の(1)又は(2)に該当する者に限り記載を義務とする。
 - 特定社会福祉事業者と特定重要設備の開設者との間に在りし、特定重要設備の引渡しの前後その他の特定重要設備の導入に当たって重要な役割を有する者
 - 特定重要設備についてインターネット上で公開する対象の高齢福祉の提供等の提供計画の作成に際して関係者の調整を依頼する者であつて、当該特定重要設備の機能に変更を及ぼし得る者
- 導入に携わらるる者については、「所属する所」及び「職務」の欄には氏名を記載すること(以下この様式において同じ)。
- 「設立準備段階等」の欄は以下の該当に当てて導線した部分を指定した箇所は開示の義務を負うこと(以下この様式において同じ)。
- 導入に携わらるる者については、「設立準備段階等」の欄に記載する情報は、当該導入が学生労働者に直接に提供することができる。このとき、当該導入は、特定社会福祉事業者に対し、あらかじめ、学生労働者に直接に提供することを報告することとする(以下この様式において同じ)。
- 「導入の経緯」の欄には、1.の(1)又は(2)のいずれに該当するかを記載した上で、導入に携わらるる者の行為を具体的に記載すること。
- 「特記」の欄には、特定重要設備の導入する目的を記載し、その目的が完了し、施設の提供の用に供する時点を記載すること。具体的時点が未定である場合は「予定年」を記載した上で、「予定」と併せて記載すること。

3. 特定重要設備の開設者に関する事項
(1) 特定重要設備の開設者
名称及び代表者の氏名

住所
設立準備段階等

(2) 特定重要設備の開設者の親性主等の議決権の5%以上を直接に保有する者

氏名	設立準備段階等又は 取締役等	議決権保有割合(%) (確定した年月日)
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		

(記載上の注意)

- 議決権保有割合は、最近の目録又はその目的に於ける最終年度の議決権の額に占める割合を、小数以下第3位を四捨五入して記載すること(以下この様式において同じ)。
- 「設立準備段階等又は取締役等」の欄は、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準備段階等を、個人である場合には当該個人の親類等に記載すること(以下この様式において同じ)。
- 「設立準備段階等又は取締役等」の欄に記載する情報は、特定重要設備の開設者が学生労働者に直接に提供することができる。このとき、当該開設者は、特定社会福祉事業者に対し、あらかじめ、学生労働者に直接に提供することを報告することとする。

(3) 特定重要設備の開設者の役員

氏名	先任年月日	任期等
①		
②		
③		
④		

住所
設立準備段階等

(4) 特定重要設備の開設者に対する外国政府等との取引に係る売上上の割合

事業年度	年月日～年月日	割合(%)

(記載上の注意)

- 前掲の日の2ヶ月前の日以前に終了した年度の主要年度のうち、1ヶ月前に1.の事業年度における特定重要設備の開設者の上記の割合のうち1以上の親又は地域に属する外国政府等との取引に係る売上上の割合のおおむね割合が5%以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合は「該当なし」と印を付けること。
- 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、特定重要設備の開設者が学生労働者に直接に提供することができる。このとき、当該開設者は、特定社会福祉事業者に対し、あらかじめ、学生労働者に直接に提供することを報告することとする。

(5) 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

工場又は事業場の所在地	
特記事項	
特記事項 特定社会福祉事業者は、特定重要設備の導入に当たって、特定重要設備の開設者に対し自ら実施を促しているのみならず、上記の「工場又は事業場の所在地」の欄に記載が記載された工場又は事業場において当該設備の製造を委託しているか、当該特定重要設備の製造を委託していることを確認している。	□

(記載上の注意)

- 「工場又は事業場の所在地」の欄には、特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地を記載すること(以下この様式において同じ)。
- 特記事項の内容を確認している場合は、その有無に「あり」の印を付けること。

4. 構成設備に関する事項

構成設備の種類	① 構成設備の種類	
	② 構成設備の名称	
名称及び代表者の氏名	名称及び代表者の氏名	
	住所 設立準備段階等	
議決権保有割合	③ 名称又は氏名	議決権保有割合(%) (確定した年月日)
	④ 設立準備段階等又は取締役等	
	⑤	
	⑥	
	⑦	
	⑧	

は当該品を製造する工場等の所有権、作業に必要とする者の資格・専門性（資格やキーマンに係る資格・経験・知識等）等に關する情報提供を受けることを原則的により担保している。

また、特定社会福祉事業者は、前記施設等に上記の事項について要する情報の提供に、適時に情報提供を受けることを実務上より担保している。

- (記載上の注意)
1. それぞれの項目の情報提供を拒むている場合には、口頭で拒むること、口頭を拒む項目については、当該項目を拒むていることを拒むずる情報提供拒むすること。
2. 施設設備は3SMAAの施設を受け持っているクラウドサービスである場合は、当該施設設備及び当該施設設備の一種を構成する構成設備に係る品目①-2、②-2、③-2、④-2、⑤-2、⑥-2、⑦-2、⑧-2、⑨-2の項目に關する情報も、それと同等であることとする。
3. それぞれの項目と同一の内容でない場合であっても、同等の特定管理行為を拒むるための拒否が実施できると考えられる場合には、当該管理行為の拒否も、それぞれその項目に關する拒否の範囲に包含すること。
4. ①-2、②-2、③-2、④-2、⑤-2、⑥-2、⑦-2、⑧-2、⑨-2、⑩-2、⑪-2の項目の拒否は、特定社会福祉事業の供給者又は構成設備の供給者が厚生労働大臣に直接に提出することができる。このとき、特定社会福祉事業の供給者又は構成設備の供給者は、それぞれ特定社会福祉事業事業者又は特定社会福祉事業者の名称を、あらかじめ、厚生労働大臣に承認し提出することを拒むることとし、報告を受けた特定社会福祉事業の供給者は、特定社会福祉事業者に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

5. 備考

注 用紙の大きさは、非標準規格A4とする。

様式第四(二)(第九條第一項及び第二十一條関係)

様式第四(二)(第九條第一項及び第二十一條関係)

専ら報告書(特定社会福祉施設の重要設備管理等を行わせる場合)
年 月 日
期
住 所
氏 名
代表者の氏名

経済産業省一統的に課することによる安全記録の確保の確保に関する法律(「本条」)第1項の規定により、特定社会福祉施設の重要設備管理等を行わせる場合、次のとおり行います。

1. 特定社会福祉施設の概要

- 特定社会福祉施設の概要
特定社会福祉施設の名称
特定社会福祉施設の機能
特定社会福祉施設を設ける場所
特定社会福祉施設を設ける場所(記載上の注意)
1. 特定社会福祉施設の機能: 本条には、第1条において定める特定社会福祉施設の、取組する人の名称を記載すること。
2. 特定社会福祉施設の名称: 本条には、同一の種類の特設社会福祉施設から重要設備管理等を行わせる特定社会福祉施設を特定する事項(品名、型番等)を記載すること。
3. 特定社会福祉施設の機能: 本条には、特定社会福祉施設を安定的に提供するための特定社会福祉施設に関する取組の具体的な内容を記載すること。
4. 特定社会福祉施設を設ける場所: 及び「特定社会福祉施設を設ける場所」の欄には、それぞれの場所の所在する少なくとも都道府県を記載することとし、同時に所在する場合は、これらに該当するものを記載すること。

2. 重要設備管理等の委託の内容及び(期間又は期間)

Table with 2 columns: 重要設備管理 目的、期間等の委託 行わせる重要設備管理等の内容及び重要設備管理等を行う期間. Includes fields for purpose, content, and duration of essential equipment management.

(記載上の注意)
「重要設備管理等を行わせる期間又は期間」の欄には、単発・継続的でない取組の管理等の委託の場合は当該重要設備管理等を行う期間を、反復・継続的な重要設備管理等の委託の場合は当該重要設備管理等を行う定期を記載すること。具体的な内容及び委託である場合には半定年単位を記載した上で、「(半定)」と併せて記載すること。

3. 重要設備管理等の委託の相手方に関する事項

(1) 重要設備管理等の委託の相手方
名称及び代表者の氏名
住所
設立年月日

- (記載上の注意)
1. 個人である場合には、「名称及び代表者の氏名」の欄には氏名を記載すること(以下この欄において同じ)。
2. 「設立年月日」及び「期間等」の欄にはその旨に代わって継続した旨を記載した旨を記載すること(個人である場合には「期間等」を記載すること。以下この欄において同じ)。
3. 個人である場合には、「設立年月日」の欄に記載する情報は、当該個人が厚生労働大臣に直接に提出することとする。このとき、当該個人は、特定社会福祉事業に、あらかじめ、厚生労働大臣に承認し提出することを拒むることとする(以下この欄において同じ)。

(2) 重要設備管理等の委託の相手方の総務主等の議決権の5%以上を直接に保有する者
名称又は氏名 | 設立年月日等又は | 議決権保有割合(%)

Table with 2 columns: 設備等 (建設した年月日)
①
②
③
④
⑤
⑥

- (記載上の注意)
1. 議決権保有割合は、建設の日後2月以内の日における総務主等の議決権の割合を指し、小数以下第3位を四捨五入して記載すること(以下この欄において同じ)。
2. 「設立年月日」及び「期間等」の欄は、議決権を保有する者(個人である場合には当該個人、法人である場合は当該個人(代表者)等)を、個人である場合には当該個人(代表者)等と記載すること(以下この欄において同じ)。
3. 「設立年月日」及び「期間等」の欄に記載する情報は、重要設備管理等の委託の相手方が厚生労働大臣に直接に提出することとする。このとき、当該委託の相手方は、特定社会福祉事業に、あらかじめ、厚生労働大臣に承認し提出することを拒むることとする。

(3) 重要設備管理等の委託の相手方の役員

Table with 3 columns: 氏名, 生年月日, 役職等
①
②
③
④
⑤
⑥

(記載上の注意)
「生年月日」及び「役職等」の欄に記載する情報は当該設備に係る重要設備管理等に關する情報、重要設備管理等の委託の相手方が厚生労働大臣に直接に提出することとすることができる。このとき、当該委託の相手方は、特定

社会貢献事業等に準じ、あらかじめ、厚生労働大臣に届出を要することを報告することとする。

2. 本項目は、特定重要施設の活動者が、法人等である場合に記載する。

(4) 重要維持管理等の委託の相手方における外国政府等との取引に係る売上高の割合

事業年度	年 月 日～年 月 日の3年間 該当あり口、該当なし口	
	外国政府等の名称	割合 (%)

(注)以上の内容

- 届出の日より前日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれかの事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の割合のうち、当該1の届出に記載する外国政府等と外国に所在する法人との合計の占める割合が30%以上である場合は「該当あり」に印を付け、それ以外の場合は「該当なし」に印を付けること。
- 「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の委託の相手方が厚生労働大臣に届出を提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、専ら社会貢献事業等に準じ、あらかじめ、厚生労働大臣に届出を提出することを報告することとする。

4. 重要維持管理等の再委託に関する事項

再委託の 内容	1. 行われる重要維持管理
	2. 再委託の内容
再委託の 相手方 の名称	1. 重要維持管理等を行う 法人
	2. 重要維持管理等を行う 個人
再委託の 相手方 の住所	1. 委託して行われる時 又は住所
	2. 再委託先代表者の氏 名
再委託の 相手方 の 役職	1. 住所
	2. 役職

5. 再委託の相手方に対する取組の報告

再委託の相手方の名称	名称又は 氏名	役員職務等又は役職 名称	再委託保有割合 (%) (継続した年数)
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

再委託の相手方の名称	氏名	先年月日	届出等
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			
⑦			
⑧			

6. 再委託の相手方に対する取組の報告

事業年度	年 月 日～年 月 日の3年間 該当あり口、該当なし口	
	外国政府等の名称	割合 (%)

- (注)以上の内容
- 再委託を受けた者が他の事業者に再委託して重要維持管理等を行われる場合は、当該再委託する重要維持管理等の内容及び時期又は期間並びに当該重要維持管理等の相手方に関する事項を記載すること。
 - 重要維持管理等を再委託して行われる場合は「該当あり」の欄は、単発・継続的でない重要維持管理等の再委託の割合が当該重要維持管理等を行わせる時期を、反復・継続的な重要維持管理等の再委託の場合は当該重要維持管理等を行わせる期間を記載すること。
 - 第1条の規定にかかわらず、重要維持管理等の再委託に関する事項（当該重要維持管理等の再委託に係る第15条第3号に掲げる事項を除く。）の記載を省略するときは、その旨を全ての当該重要施設に関する届出書類の上記1.及び第1条に掲げる場合に該当することを旨とする欄を必ず行なうこととする。
 - 1.の「役員職務等又は役職」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の再委託の相手方が厚生労働大臣に届出を提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、専ら社会貢献事業等に準じ、あらかじめ、厚生労働大臣に届出を提出することを報告することとする。
 - 1.の「先年月日」及び「届出等」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の再委託の相手方が厚生労働大臣に届出を提出することができる。このとき、当該再委託の相手方は、専ら社会貢献事業等に準じ、あらかじめ、厚生労働大臣に届出を提出することを報告することとする。
 - 届出の日より前日以前に終了した直近の3事業年度のうち、いずれかの事業年度における重要維持管理等の委託の相手方の売上高の割合の

3.に對一の国又は地域に對する外国政府等との取引に係る売上高の合計の占める割合が30%以上である場合は(5)の「該当あり」に印を付け、それ以外の場合は「該当なし」に印を付けること。

7. (5) の「外国政府等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、重要維持管理等の再委託の相手方が厚生労働大臣に届出を提出することができる。このとき、当該委託の相手方は、専ら社会貢献事業等に準じ、あらかじめ、厚生労働大臣に届出を提出することを報告することとする。

8. 5.又は6.の規定により報告を受けた重要維持管理等の委託の相手方は、専ら社会貢献事業等に準じ、当該規定による報告を受けた旨を報告することとする。

9. 重要維持管理等の委託に基づいて特定社会貢献事業者が講ずる特定取組行為を防止するための取組に係る事項

事項	報告
(1) 委託された重要維持管理等の実施に当たり、委託（再委託を含む。）を受けた者（その役員等を含む。）によって、特定重要施設について特定社会貢献事業者が担っている取組行為が阻害されることとなるおそれのある取組行為がなされ、その管理等に關する事項を特定社会貢献事業者が認識できることを物別として報告している。	
① 特定社会貢献事業者が、委託の相手方及び再委託の相手方において、特定重要施設の取組行為の重要維持管理の取組に関する手帳及びその取組に関する手帳が明確に定められており、当該手帳が不備な状態での取組行為による不備等の有無を定期的に又は随時に確認することに「 <input type="checkbox"/> 」を認識している。	<input type="checkbox"/>
② 再委託の相手方等における取組行為については、委託の相手方を通じて確認している報告がない。	
③ 特定社会貢献事業者は、特定重要施設及び取組行為の状況を把握し、取組の取組について取組行為チェックシートが適用されているかどうか等の取組の管理を定期的に実施している。また、取組行為に関する取組行為について、当該取組行為の管理を定期的に実施している。	<input type="checkbox"/>

<p>④ 特定社会福祉事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等が保有している経営設備等の情報について、委託の相手方及び再委託の相手方等が保有している当該以外の当該情報にアクセスできないよう、委託の相手方（施設長）及び再委託の相手方（施設長）が「論理的（アクセスコントロール）へのアクセス制御」に適切に制限することを確認している。</p> <p>※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>	□
<p>⑤ 特定社会福祉事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等が、施設維持管理等の業務において、委託の相手方及び再委託の相手方等が保有している当該以外の当該情報にアクセスできないよう、委託の相手方（施設長）及び再委託の相手方（施設長）が「論理的（アクセスコントロール）へのアクセス制御」に適切に制限することを確認している。</p> <p>※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>	□
<p>⑥ 特定社会福祉事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等において、施設維持管理を実施する職員や管理責任者に対するサイバーセキュリティに関する教育や研修を定期的（年間1回以上）に実施し、サイバーセキュリティプログラムの更新状況を確認している。</p> <p>※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>	□

(3) 施設維持管理等の再委託が行われる場合においては、再委託を受けた者のサイバーセキュリティ対策の実施状況を確認するために必要な情報に、再委託を行った者を通じて特定社会福祉事業者に提供され、また、再委託を行う

<p>うことについてあらかじめ特定社会福祉事業者の承認を受けることが契約等により担保されている。</p>	
<p>④ 特定社会福祉事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等が、特定社会福祉事業の運営に保有している当該以外の当該情報にアクセスできないよう、委託の相手方（施設長）及び再委託の相手方（施設長）が「論理的（アクセスコントロール）へのアクセス制御」に適切に制限することを確認している。</p>	□
<p>⑤ 特定社会福祉事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等において、施設維持管理を実施する職員や管理責任者に対するサイバーセキュリティに関する教育や研修を定期的（年間1回以上）に実施し、サイバーセキュリティプログラムの更新状況を確認している。</p> <p>※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>	□
<p>(3) 特定社会福祉事業者が、委託の相手方が保有している当該以外の当該情報の提供を拒否又は停止するおそれがないことを確認している。</p>	
<p>⑥ 特定社会福祉事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等が、施設維持管理を実施する職員や管理責任者に対するサイバーセキュリティに関する教育や研修を定期的（年間1回以上）に実施し、サイバーセキュリティプログラムの更新状況を確認している。</p> <p>※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>	□
<p>(4) 特定社会福祉事業者が、特定教育設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む）の相手方に対して、過失の責めを含め、我が国の法令や契約に違反したと主張する旨の苦情を提出している。</p>	
<p>⑦-1 特定社会福祉事業者は、委託の相手方等が、施設維持管理を実施する職員や管理責任者に対するサイバーセキュリティに関する教育や研修を定期的（年間1回以上）に実施し、サイバーセキュリティプログラムの更新状況を確認している。</p> <p>※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>	□

<p>⑦-2 特定社会福祉事業者は、再委託の相手方等が、施設維持管理を実施する職員や管理責任者に対するサイバーセキュリティに関する教育や研修を定期的（年間1回以上）に実施し、サイバーセキュリティプログラムの更新状況を確認している。</p> <p>※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>	□
<p>(4) 特定社会福祉事業者が、特定教育設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む）の相手方に対して、過失の責めを含め、我が国の法令や契約に違反したと主張する旨の苦情を提出している。</p>	
<p>⑧-1 特定社会福祉事業者は、委託の相手方等が、施設維持管理を実施する職員や管理責任者に対するサイバーセキュリティに関する教育や研修を定期的（年間1回以上）に実施し、サイバーセキュリティプログラムの更新状況を確認している。</p> <p>※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>	□
<p>⑧-2 特定社会福祉事業者は、再委託の相手方等が、施設維持管理を実施する職員や管理責任者に対するサイバーセキュリティに関する教育や研修を定期的（年間1回以上）に実施し、サイバーセキュリティプログラムの更新状況を確認している。</p> <p>※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>	□
<p>⑨ 特定社会福祉事業者は、施設維持管理を実施する職員において、施設維持管理に関する教育や研修を定期的（年間1回以上）に実施し、サイバーセキュリティプログラムの更新状況を確認している。</p> <p>※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>	□

<p>情報に保有する者の名目等を含む。）の記録を削除する旨の指示により、当該記録の削除が適切に行われていないことを確認している。</p>	
<p>(6) 特定社会福祉事業者が、特定教育設備及び構成設備の供給者や委託（再委託を含む）の相手方に対して、我が国の法令や契約に違反したと主張する旨の苦情を提出している。</p>	
<p>⑩ 特定社会福祉事業者は、委託の相手方及び再委託の相手方等が、施設維持管理を実施する職員や管理責任者に対するサイバーセキュリティに関する教育や研修を定期的（年間1回以上）に実施し、サイバーセキュリティプログラムの更新状況を確認している。</p> <p>※ 再委託の相手方等における実施状況については、委託の相手方を通じて確認している場合も含む。</p>	□

【取組上の留意】

1. 本表の項目は、当該施設を運営している場合は、□に印を付けること、印を付した項目については、当該施設を運営していることを認める書類を添付すること。
2. それぞれの項目とは別の内容でなくても、同等の特定教育設備等の取組を実施している場合は、□に印を付けること。
3. ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩の項目は、施設維持管理の委託を受けた事業者が、施設維持管理の委託を受けた事業者に対して、報告を受けた旨を報告することとする。

6. 備考

注：用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第五(一)(第十条第二項関係)

様式第五(一)(第十条第二項関係)

報告等入等届出書(特定重要設備の導入を行った場合)

年 月 日

所 長
住 所
名 称
代表者の氏名

経営施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第10条第1項の規定により、特定重要設備の導入を行ったので、次のとおり届け出ます。

3. 特定重要設備の導入を行うことに関する緊急な理由(場合によっては)

(1) 特定重要設備の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと

① 特定重要設備の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
② 当該特定重要設備の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
③ 当該特定重要設備の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
④ 当該特定重要設備の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
⑤ 当該特定重要設備の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	

(2) 規定の導入を先んずる目的で特定重要設備の緊急な提供に支障が生ずるおそれがあること

① 当該特定重要設備の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
② 当該特定重要設備の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	

③ (1)の発生を回避できなかった理由	
(2)の発生から特定重要設備の導入を緊急に行うことが支障の除去又は緊急の防止のために必要であったこと	
④ (1)と特定重要設備の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
⑤ (2)と緊急に導入した特定重要設備の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
⑥ 緊急に導入を行った特定重要設備の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
⑦ 緊急に導入を行った特定重要設備の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
⑧ 緊急に導入を行った特定重要設備の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	
⑨ 緊急に導入を行った特定重要設備の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと	

2. 特定重要設備の機能

特定重要設備の機能	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を接続した場所	
特定重要設備を使用している場所	

(記載上の注意)

- 特定重要設備の種類：小欄には、第1条において定める特定重要設備のうち、該当するものを記載すること。
- 特定重要設備の名称：小欄には、同一種類の特定重要設備から導入を行う特定重要設備の種類を特定すること。例として、"監視カメラ"を記載すること。
- 特定重要設備の機能：小欄には、特定重要設備の機能を特定して記載すること。例として、"特定重要設備の機能として監視カメラの機能(監視カメラの機能)を特定すること。"
- 特定重要設備を接続した場所：小欄には、特定重要設備を接続した場所を特定して記載すること。例として、"特定重要設備を接続した場所として、"特定重要設備を接続した場所"を記載すること。"
- 特定重要設備を使用している場所：小欄には、特定重要設備を使用している場所を特定して記載すること。例として、"特定重要設備を使用している場所として、"特定重要設備を使用している場所"を記載すること。"

3. 特定重要設備の導入の内容及び時期

導入の目的	
-------	--

導入に(名称及び代表者)を 備える(住所)	
導入に(住所)	
導入に(住所)	
導入に(住所)	

(記載上の注意)

- 導入に備えるに際する事項：小欄には、特定重要設備の導入者から、当該特定重要設備を特定して特定重要設備を導入するまでに経過した年月日、次の(1)又は(2)に該当する者に関する事項を記載すること。
- 特定重要設備の機能：小欄には、特定重要設備の機能を特定して記載すること。例として、"特定重要設備の機能として監視カメラの機能(監視カメラの機能)を特定すること。"
- 特定重要設備の名称：小欄には、特定重要設備の名称を特定して記載すること。例として、"特定重要設備の名称として、"監視カメラ"を記載すること。"
- 特定重要設備の機能：小欄には、特定重要設備の機能を特定して記載すること。例として、"特定重要設備の機能として、"監視カメラの機能(監視カメラの機能)を特定すること。"
- 特定重要設備の名称：小欄には、特定重要設備の名称を特定して記載すること。例として、"特定重要設備の名称として、"監視カメラ"を記載すること。"
- 特定重要設備の機能：小欄には、特定重要設備の機能を特定して記載すること。例として、"特定重要設備の機能として、"監視カメラの機能(監視カメラの機能)を特定すること。"
- 特定重要設備の名称：小欄には、特定重要設備の名称を特定して記載すること。例として、"特定重要設備の名称として、"監視カメラ"を記載すること。"
- 特定重要設備の機能：小欄には、特定重要設備の機能を特定して記載すること。例として、"特定重要設備の機能として、"監視カメラの機能(監視カメラの機能)を特定すること。"

4. 特定重要設備の機能に關する事項

特定重要設備の機能	
特定重要設備の名称	
特定重要設備の機能	
特定重要設備を接続した場所	
特定重要設備を使用している場所	

(2) 特定重要設備の供給者の総売上等の過半数の5%以上を継続的に保有する者

氏名	各務又は氏名	設立準拠法国等又は 組織等	議決権保有割合 (%) (継続した年月日)
①			
②			
③			
④			
⑤			
⑥			

- (記載上の注意)
- 議決権保有割合は、届出の日直前及び届出の日における総株主等の議決権の額に占める割合を、小数点以下第3位を四捨五入して記載すること（以下この項式において同じ）。
 - 設立準拠法国等又は組織等とは、議決権を保有する者が法人である場合には当該法人の設立準拠法国等、個人である場合には当該個人の国籍等を記載すること（以下この項式において同じ）。
 - 設立準拠法国等又は組織等とは、議決権を保有する者が、特定重要設備の供給者が厚生労働大臣に届出を提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備事業者に対し、あらかじめ、厚生労働大臣に届出を提出することを報告することとする。

(3) 特定重要設備の供給者の役員

氏名	生年月日	職階等
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		

(記載上の注意)

- 「生年月日」及び「職階等」の欄に記載する情報は当該供給者に係る第9条第2項第2号に規定する事項は、特定重要設備の供給者が厚生労働大臣に届出を提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備事業者に対し、あらかじめ、厚生労働大臣に届出を提出することを報告することとする。
- 本項目は、特定重要設備の供給者が、個人である場合に記載する。

(4) 特定重要設備の供給者における外国親等との取引に係る売上高の割合

年 月 日～ 年 月 日の3年間	該当あり()、該当なし()	
事業年度	外国親等の名称	割合 (%)

- (記載上の注意)
- 届出の日より直前の日直前に終了した年度のうち、いずれかの事業年度における特定重要設備の供給者の売上高の総額のうち同一の取引先と継続して取引する外国親等との取引に係る売上高の割合を求め、割合が5%以上である場合は「該当あり」に印を付ける。それ以外の場合は「該当なし」に印を付けること。
 - 「外国親等の名称」及び「割合」の欄に記載する情報は、特定重要設備の供給者が厚生労働大臣に届出を提出することができる。このとき、当該供給者は、特定重要設備事業者に対し、あらかじめ、厚生労働大臣に届出を提出することを報告することとする。

(5) 特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地

工場又は事業場の所在地

- (記載上の注意)
- 「工場又は事業場の所在地」の欄には、特定重要設備を製造する工場又は事業場の所在地を示す国又は地域の名称を記載すること（以下この項式において同じ）。

2. 届出項目の内容を確認した場合には、その右欄にある□に印を付けること。

5. 構成設備に関する事項

構成設備の種類	構成設備の名称	構成設備の機能
①		
②		
③		
④		
⑤		
⑥		
⑦		
⑧		

6. 構成設備の機能に関する事項

年 月 日～ 年 月 日の3年間	該当あり()、該当なし()	
事業年度	外国親等の名称	割合 (%)

7. 工場又は事業場の所在地

工場又は事業場の所在地

- (記載上の注意)
- 「構成設備の種類」の欄には、第1条において定められた構成設備のうち、該当するものを記載すること。
 - 「外国親等の名称」の欄には、同一の種類の構成設備から購入を行った構成設備を特定する事項（品名、仕舞番号等）を記載すること。
 - 「構成設備の機能」の欄には、特定重要設備の特定重要設備機能を安定に製造するための構成設備に固有な機能の名称を記載することとする。
 - 構成設備がSMAの稼働を受けているクワースピードがある場合は、「構成設備の機能」の欄に使用するクワースピードの名称を、「構成設備の種類」の欄に使用するクワースピードの割合を、それぞれ記載すること。

7. 備考

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第六（第二十条関係）

様式第六（第二十条関係）

報告の応請等に関する通知書

年 月 日

原

住 所
番 号
代表者の氏名

経済産業省一統的に課することによる安全規制の徹底の推進に関する法律
第25条第7項（第25条第2項において準用する場合）を除き、第24条第1項
第3項において準用する同条第2項において準用する場合に於て、第25条第
3項において準用する第25条第7項の規定により、

年 月 日付第 号をもって送付された 輸入等届書
輸入等届書
変更届書

特定重要設備の輸入 内部変更 変更の届出書
に係る 重要設備管理等の委託 申 出 の報告について、下記の
とおり通知します。

原

1. 届出の別（該当分について）	<input type="checkbox"/> 応請する。	<input type="checkbox"/> 応請しない。
2. 応請しない場合の理由		

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第七（一）（第二十三条第二項及び第五項関係）

様式第七（一）（第二十三条第二項及び第五項関係）

輸入等届書の変更の書
（特定重要設備の輸入を行う場合）

年 月 日

原

住 所
番 号
代表者の氏名

経済産業省一統的に課することによる安全規制の徹底の推進に関する法律
第25条第7項の規定により、輸入等届書の変更を行うので、次のとおり届出
ます。

1. 変更を行う届出	届出年月日	輸入等届書の届出をした年月日
	届出年月日	変更の届出又は届出をした年月日（複数あるときは、その最遅のもの）
2. 変更事項	特定重要設備の種類及び名称	
3. 変更の内容	変更前	変更後
4. 変更の理由		
5. 変更の時期		
6. 備考		

（添付上の注意）

1. 「1. 変更を行う届出」の「変更の届出又は届出をした年月日（複数あるときは、その最遅のもの）」の欄には、この届出申請書、届出申請書をした届出のもの年月日を記載すること。
2. 特定重要設備等製造業者の届出、列挙労働者に届出に該当することから変更の届出について変更をする場合は、当該変更をする者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を届出する書類について署名労働者に届出に提出することである。このとき、当該変更をする者は、特定重要設備製造業者は特定重要設備の供給者に対し、あらかじめ、署名労働者に届出に提出することを報告することとし、署名を受けた特定重要設備の供給者は、署名なく、特定重要設備製造業者に対し、届出を受け付けを報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第七(二)(第二十三條第二項及び第五項関係)

様式第七(二)(第二十三條第二項及び第五項関係)
専ら等計議書の
緊急承認等届出書
(特定重要設備の重要維持管理等を行う場合)

年 月 日
姓 名
職 務
代表者の氏名

経路編纂を一体的に課することによる安全保障の確保に関する法律第
四條第三項の規定により、専ら等計議書の変更(第四條第五項において準用す
る同条第三項の規定)により、緊急承認等届出書の変更を行うので、次のとおり
届け出ます。

Table with 4 rows: 1. 変更を行う届出 (Change to be reported), 2. 変更事項 (Change items), 3. 変更の内容 (Change contents), 4. 変更の理由 (Change reasons).

5. 変更の時期
6. 備考

(記載上の注意)
1. 「1. 変更を行う届出」の「変更届出又は報告をした年月日(複数ある
ときは、その最初のもの)」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をし
た最初のもの年月日を記載すること。
2. 特定社会基盤事業者以外の者が、専ら等計議書に添付に提出することがで
きる項目について変更をする場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容
及び当該変更の内容を呈する書類について緊急承認等届出に添付に提出する
ことができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は
重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、専ら等計議書に添付に
提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の
相手方は、速やかに、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告す
ることとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第八(二)(第二十三條第六項関係)

様式第八(二)(第二十三條第六項関係)
変更の内容を記載した専ら等計議書
(特定重要設備の構入を行う場合の専ら等計議書の変更をした場合)

年 月 日
姓 名
職 務
代表者の氏名

経路編纂を一体的に課することによる安全保障の確保に関する法律第
四條第三項の規定により、専ら等計議書の変更をしたので、同条第三項に基
き、次のとおり届け出ます。

Table with 6 rows: 1. 変更の内容 (Change contents), 2. 変更事項 (Change items), 3. 変更の内容 (Change contents), 4. 変更の理由 (Change reasons), 5. 変更の時期 (Change timing), 6. 備考 (Remarks).

(記載上の注意)
1. 「1. 変更をした届出」の「変更届出又は報告をした年月日(複数ある
ときは、その最初のもの)」の欄には、この届出を除き、届出又は報告をし
た最初のもの年月日を記載すること。
2. 特定社会基盤事業者以外の者が、専ら等計議書に添付に提出することがで
きる項目について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容
及び当該変更の内容を呈する書類について緊急承認等届出に添付に提出する
ことができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会基盤事業者又は
重要維持管理等の委託の相手方に対し、あらかじめ、専ら等計議書に添付に
提出することを報告することとし、報告を受けた重要維持管理等の委託の
相手方は、速やかに、特定社会基盤事業者に対し、報告を受けた旨を報告す
ることとする。

2. 特定重要設備の構入を行う場合の専ら等計議書の変更を行うことが緊急や
りの場合(組合でかつた理由)

Table with 2 columns: ① 特定社会基盤事業者の提供に生じた支障又は生ずるおそれのある状態, ② ①が生じた時期及び期間, ③ ①により特定社会基盤事業者の提供に生じた支障, ④ ①に対する措置のたため期, ⑤ 専ら等計議書の変更の要の届出による当該緊急やうな理由, ⑥ ①②③④⑤の理由, ⑦ ①②③④⑤⑥の理由

(3) 以下の事業者から特定重要役員等の導入を緊急に行うことが支障の除去又は緊急対応の目的に必要かつ適切なこと
① (1) ①と特定重要役員等の提供及び特定重要役員に付した支障の内容
② (3) ①と緊急に行われた導入の経緯
(4) 特定重要役員等の導入を緊急に行う他に適当な方法がなかったこと
① 緊急に導入を行う以外に検討した他の手段の内容
② 検討の結果は、(1) ①に対応できなかった理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第八(二)(第二十三条第六項関係)

変更の内容を記載した 導入等計画書 緊急導入等届出書 (重要維持管理等を行う場合の導入等計画書(緊急導入等届出書)の変更をした場合)

年 月 日

代表者の氏名

経緯等を一体的に講ずることによる安全情報の漏洩の虞に関する法律第24条第3項の規定により、導入等計画書の変更(第24条第5項において準用する前条第1項の規定により、緊急導入等届出書の変更)をしたので、同条第3項に基づき、次のとおり届け出ます。

1. 変更の内容

(1) 変更をした届出	届出年月日	導入等計画書(緊急導入等届出書)の届出年月日 変更の届出又は届出後1か月以内(届出後1か月を超えた場合は、その届出の日)
	特定重要役員等の職名及び名称 重要維持管理等の内容	
(2) 変更事項		

(3) 変更の内容	変更前	変更後
(4) 変更の理由		
(5) 変更の時期		
(6) 備考		

①(1) 変更をした届出の「変更が届出又は届出をした年月日(複数あるときは、その変更のもの)」の欄には、この欄を除き、届出又は届出をした届出のもの年月日を記載すること。

2. 特定社会公益事業者以外の者が、厚生労働大臣に直接に届出することができない場合について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容及び当該変更の内容を記載する書類について厚生労働大臣に届出を提出することができる。このとき、当該変更をした者は、特定社会公益事業者又は重要維持管理等の業務の提供に当たっては、厚生労働大臣に届出を提出することを要することとし、届出を受けた重要維持管理等の委託の相手先、連絡先、特定社会公益事業者に対し、届出を受けた旨を報告することとする。

2. 特定重要役員等の重要維持管理等を行う場合の導入等計画書の変更をすること必要事項を有しない場合であった理由

(1) 特定社会公益事業者の提供に支障が生じ、又は生ずるおそれがあったこと
① 特定社会公益事業者の提供に支障が生じたおそれがあること
② ①が生じた時期及び期間
③ ①より特定社会公益事業者の提供に支障が生じた影響
④ ①に対する経緯のため緊急に重要維持管理等を行う必要が生じた理由
⑤ 導入等計画書の変更の届出によつては対応できなかった理由

(1) 届出の届出を免れる目的で特定社会公益事業者の安定的な提供に支障が生ずるおそれがあること
① (1) ①が生じた理由
② (1) ①を回避した時期
③ (1) ①の発生を回避できなかった理由
(3) 以下の事業者に対して重要維持管理等を実施に行うことが支障の除去又は緊急対応の目的に必要かつ適切なこと
① (1) ①と特定重要役員等の提供及び特定重要役員に付した支障の内容
② (3) ①と緊急に行われた重要維持管理等の届出
(4) 特定重要役員等の重要維持管理等を実施に行う他に適当な方法がなかったこと
① 緊急に重要維持管理等を行う以外に検討した他の手段の内容
② 検討の結果は、(1) ①に対応できなかった理由

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第九(一)(第二十五条第一項関係)

個人等計画書の変更の報告書
(特任監事等の補任を行う場合の個人等計画書の変更をした場合)

年 月 日

報 告 者
住 所
名 称
代表者の氏名

個人等計画書に係る事項につき変更をしたので、経緯等を一般的に述べる
ことによる法令関係の確保に関する法律第54条第4項の規定により、次
のとおり報告します。

1. 変更をした 届出	届出年月日	個人等計画書の届出をした 年月日	
	変更の届出又は報告をした 年月日 (複数あるときは、 その最近のもの)		
2. 変更事項 届出の種別及 び名称	変更前	変更後	
3. 変更の内容			
4. 変更の理由			
5. 変更の時期			
6. 備考 (記載上の注意)			

- 「1. 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日 (複数ある
ときは、その最近のもの)」の欄には、この報告を除き、届出又は報告をし
た届出のもの年月日を記載すること。
- 特任社会福祉事業家以外の者が、厚生労働大臣に直接に届出することので
きる届出について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容
及び当該変更の内容を証する書類について厚生労働大臣に届出に提出する
ことができる。このとき、当該変更をした者は、特任社会福祉事業家又は特
任監事等補任の補任者に対し、あらかじめ、厚生労働大臣に届出に提出するこ
とを報告することとし、報告を受けた特任監事等補任の補任者は、遅滞なく、
特任社会福祉事業家に対し、報告を受けた旨を報告することとする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第九(二)(第二十五条第一項関係)

個人等計画書 緊急個人等
届出書の報告書
(重要取締役等を行う場合の個人等計画書 (緊急個人等届出書)
の変更をした場合)

年 月 日

報 告 者
住 所
名 称
代表者の氏名

個人等計画書 (緊急個人等届出書) に係る事項につき変更をしたので、経緯
等を一般的に述べることによる法令関係の確保に関する法律第54条第4
項 (第54条第5項において準用する場合を除く) の規定により、次のとおり報
告します。

1. 変更をした 届出	届出年月日	個人等計画書 (緊急個人等 届出書) の届出をした年月 日	
	変更の届出又は報告をした 年月日 (複数あるときは、 その最近のもの)		
2. 変更事項 届出の種別及 び名称	変更前	変更後	
3. 変更の内容			
4. 変更の理由			
5. 変更の時期			
6. 備考 (記載上の注意)			

- 「1. 変更をした届出」の「変更の届出又は報告をした年月日 (複数ある
ときは、その最近のもの)」の欄には、この報告を除き、届出又は報告をし
た届出のもの年月日を記載すること。
- 特任社会福祉事業家以外の者が、厚生労働大臣に直接に届出することので
きる届出について変更をした場合は、当該変更をした者が、当該変更の内容
及び当該変更の内容を証する書類について厚生労働大臣に届出に提出する
ことができる。このとき、当該変更をした者は、特任社会福祉事業家又は重
要取締役等補任の補任者に対し、あらかじめ、厚生労働大臣に届出に提出
することを報告することとし、報告を受けた重要取締役等補任の補任者
は、遅滞なく、特任社会福祉事業家に対し、報告を受けた旨を報告すること
とする。

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

